

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 4 月 4 日（金）第605号の 2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集登載事項）

ページ

人 事 委 員 会 告 示

○審査請求事案の却下決定に係る公示送付

（職員課取扱い） 1

人 事 委 員 会 告 示

鹿児島県人事委員会告示第 1 号

不利益処分についての審査請求に関する規則（平成15年鹿児島県人事委員会規則第 1 号。以下「規則」という。）第65条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和 7 年 4 月 4 日

鹿児島県人事委員会委員長 富永信一

1 規則第14条第 1 項第 3 号の規定に基づく却下決定

下記請求人に係る審査請求について、当委員会では当該請求人の死亡を確認したが、請求人の相続人等から当委員会に対し、死亡から 1 年以内に規則第11条第 1 項に基づく受継の申立てがなされなかった。

よって、令和 7 年 3 月 11 日付けで、規則第14条第 1 項第 3 号の規定により、審査を打ち切り、審査請求を却下することを決定したが、決定書の正本を送付することができないため、ここに公示する。

なお、決定書は、当委員会に保管しており、いつでもその送付を受けるべき者に交付する。

記

榊啓二

2 規則第14条第 1 項第 4 号の規定に基づく却下決定

下記請求人に係る審査請求について、当委員会は、令和 7 年 3 月 11 日付けで、規則第14条第 1 項第 4 号の規定により、審査請求人の所在不明のため審査を打ち切り、審査請求を却下することを決定したが、決定書の正本を送付することができないため、ここに公示する。

なお、決定書は、当委員会に保管しており、いつでもその送付を受けるべき者に交付する。

記

松尾繁，山下徹志，小林義和，津江忠純